

審議事項：中小企業政策審議会運営規程の改正について

中小企業・小規模事業者政策を議論しております中小企業政策審議会につきまして、多種多様な政策を検討するため、これまで部会・小委員会等を、必要に応じて機動的に設置してきた結果、その構成が複雑化しておりました。このような状況について、弊省大臣から抜本的見直しの指示があり、分科会別に所掌事務を大括り化することで、国民にとって分かりやすく、かつ中小企業庁の政策課題を効率的に御審議いただけるよう、別紙１のとおり見直しをさせていただくこととなりました。

見直し後は、中小企業政策審議会（総会）及びその直下の小委員会において、中小企業・小規模事業者に関する総合的・基本的な政策を審議することといたしましたが、現行の規程では、小委員会は分科会長又は部会長の権限において、その直下にのみ設置することができ、会長の権限において総会直下に設置することは不可能となっております。（中小企業政策審議会運営規程第１３条）

つきましては、会長の権限において総会直下に小委員会を設置することができるよう、中小企業政策審議会運営規程を別紙２のとおり改正したく、御審議を賜りたいと存じます。

本審議事項について、該当する欄に○を付していただき、本用紙をＦＡＸにて御返送下さいますよう、お願い申し上げます。

どちらかに○を御記入下さい。

了承する	
了承しない	

中小企業政策審議会委員

氏名（御署名）

【提出先・問い合わせ先】

中小企業庁事業環境部企画課 辻井、瀧川

電話：０３－３５０１－１７６５

FAX：０３－３５０１－７７９１